

## あいちの離島ワーケーション等推進事業業務委託先募集要項

### 1 委託業務の趣旨

人口減少・高齢化の進むあいちの離島<sup>※1</sup>においては、地域の課題解決や地域活動に対し、島外人材の協力が不可欠となっています。

そこで本事業では、2023 年度に佐久島で実施した事業結果を踏まえ、ウィズ・アフターコロナ時代の新たなライフスタイルとして注目される「ワーケーション」及び「スタディケーション」のモニターツアーを実施します。

これらの一連の事業展開により、あいちの離島独自のワーケーション等<sup>※2</sup>を先導的に推進することを目的とします。

併せて、地域への関心・関与を深める交流体験等を実施することで、ワーケーション等に参加した島外人材と島民との交流の促進を図り、事業終了後も継続的にあいちの離島に関心を持ち活性化に寄与する「関係人口」の創出・拡大を目指します。

※1 あいちの離島：佐久島、日間賀島、篠島

※2 ワケーション等：企業等や学生を対象としたワーケーション及びスタディケーション

### 2 委託業務の内容

別添「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務委託基本仕様書」のとおりです。

### 3 契約金額

13,999,920 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

### 4 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

### 5 応募資格

次の項目を全て満たす者とします。また、共同企業体（以下「JV」という。）形式での応募も認めますが、1 事業者が 2 つ以上の JV に重複し、又は、JV に参加しながら単独での提案を行うことはできません。なお、JV の場合は、JV に参加する全ての者が応募資格を満たす必要があります。

①2024 年 5 月 1 日時点で、愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登録されている者であること。

②代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

③国税及び地方税を滞納していないこと。

④「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑤地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。

⑥愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。

## 6 応募方法等

応募者は、別添「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務委託基本仕様書」を踏まえ、下記により企画提案書を提出してください。

### (1) 提出書類

別添「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき、以下のアからオの書類を提出してください。

ア 企画提案書表紙（様式 1）

イ 企画提案書（任意様式（原則 A 4 判、片面 8 枚以内））

ウ 経費見積書（任意様式（A 4 判））

エ 業務実施体制（様式 2）

オ その他資料

①法人の概要が分かる資料（パンフレット等）

②決算報告書（任意様式）

③社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

④JV 構成員名簿（JV の場合のみ、任意様式）

⑤契約締結等の権限についての委任状の写し（JV の場合のみ、任意様式）

⑥共同企業体協定書の写し（JV の場合のみ、任意様式）

### (2) 提出部数

7 部（正本 1 部、副本 6 部）

※ア並びにオ②、③、⑤及び⑥は、正本にのみ添付してください。

※提出後に、副本に係る電子媒体（PDF 形式）をメールで提出してください。

### (3) 提出期限

2024 年 5 月 27 日（月）午後 3 時（必着）

### (4) 提出先及び提出方法

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室（愛知県庁本庁舎 4 階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。なお、持参いただく場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで（2024 年 5 月 27 日は午後 3 時まで）とします。

## 7 募集説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

- (1) 日 時 2024年5月10日(金) 午後2時30分から
- (2) 場 所 愛知県自治センター 地下2階 F2会議室
- (3) 申込方法

法人名、所属・担当者名、連絡先(電話・メールアドレス)を明記し、2024年5月9日(木)午後5時までに電子メールで申込みしてください。その際、件名は「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務説明会参加申込」としてください。なお、運営の都合上、説明会への参加は1法人2名までとします。

※申込人数の状況により、1法人1名までとすることがあります。

<申込先アドレス>chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp

## 8 応募に関する問合せ

応募に関して質問がある場合は、任意様式により、2024年5月15日(水)正午までに愛知県総務局総務部市町村課地域振興室に電子メールで提出してください。その際、件名は「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務に係る質問」としてください。

<提出先アドレス> chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp

質問への回答は、2024年5月17日(金)午後5時までに質問者に電子メールで通知するとともに、県のホームページに掲載します。

## 9 受託候補者の選定等

### (1) 選定方法

ア 別に設置する審査委員会において、別に定める評価基準に基づき、企画提案書により、応募者の能力及び企画提案の内容の総合的な評価を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

イ 選定に当たっては、提出された企画提案書について、審査委員会においてプレゼンテーション(紙資料)及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所は別途連絡します。

ウ 企画提案書を提出した者が5者を超える場合は、愛知県において書類選考を行い、上位5者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とします。

エ 書類選考及び審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めないものとします。

オ プレゼンテーション及びヒアリングへの参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とします。また、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなします。

## (2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 日時及び場所 2024年6月上旬（場所は後日指定）

※詳細は決定次第、全ての応募者に対し、書面で通知します。

イ 説明時間 各者30分程度（説明20分、質疑応答10分を目安とします。）

## (3) 結果の通知

選定の結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知します。

## (4) 契約

審査委員会において受託候補者として選定された者と契約上限額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

## 10 注意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者1案とします。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しません。
- (3) 応募及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とします。なお、提案された企画提案書は返却しません。
- (5) 要求した内容以外の書類、函面等については受理しません。
- (6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（総括責任者、主担当者等）の変更は原則認めません。
- (8) 提出された企画提案書については、愛知県情報公開条例に基づき、開示することがあります。
- (9) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が決定します。
- (10) 契約より前に、本件業務のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生している場合、提案者はその費用を県に請求できません。

## 11 お問い合わせ

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室 山村・離島グループ

電話 052-954-6097（ダイヤルイン）

052-961-2111（代表） 内線 2323

電子メール [chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp](mailto:chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp)